

日時：平成29年3月3日（金）

午前10時00分から午前12時00分

場所：大阪市役所 屋上P1会議室

（開会）

（中島障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介、資料確認等）

石田座長：皆さんおはようございます。お集まりいただきましてありがとうございます。先ほどの事務局の方からもありましたけど、会場12時までということになっています。できるだけ議事の進行の方にご協力いただきますようによろしく願いいたします。

早速なんですけれど、今日は7つの議題があります。議題につきまして、はじめに少しどのような進行していくのかということの説明をさせていただきます。一番はじめに議題1、2、3というこの3つについて、各地域自立支援協議会の開催状況、それから障がい者基幹相談支援センター業務状況、これについては基幹相談支援センターからの報告をお願いしたいと思います。それから、3番目に指定相談支援事業の実施状況をまず報告していただいて、1回目の審議。その後に議題4の地域生活支援拠点等の整備について説明をしていただいて、2回目の審議。それから議題5、地域生活への移行について、こころの健康センターの方からの報告と、それからみなさんの方から意見をいただいておりますので、その意見についての説明をしていただこうと思っております。その後、議題6の方の説明をしていただいて、4回目の審議、それから議題7説明の後で、5回の審議をそれぞれ行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

早速ですけれども、そうしましたら、続けて1、2、3と、事務局の方からご説明お願いできますでしょうか。よろしくお願いします。

西端障がい福祉課長： 【資料1について説明】

石田座長：はい、ありがとうございました。そうしましたら、続きまして議題2の方の障がい者基幹相談支援センターの業務状況についてということで、資料2ですね。基幹相談支援センターの方からお願いします。

春木基幹相談支援センター副所長： 【資料2について説明】

石田座長：はい、ありがとうございました。続きまして、指定相談支援事業の実施状況についてというところで、資料3の方、よろしくお願いします。

西端障がい福祉課長： 【資料 3 について説明】

石田座長：はい、ありがとうございました。ただ今、1、2、3 と議題の方、説明いただきました。ありがとうございます。そうしましたら、各議題についてご意見、ご質問があれば挙手のうえ、マイクを使ってお名前を言ってお願いします。

船戸委員：大阪発達総合療育センターの船戸です。資料 2 についてちょっとご質問です。基幹相談支援センターの件なんですけども、研修内容に、特に医療的ケアが一部改正総合支援法の中に入りましたけれども、そういうものに対する研修はどうなっているかっていうことが第一点と、相談支援の報告を聞いてもあんまり医療的ケアに対して熱心じゃないなっていう、そういう研修をちゃんとやっているのかなと疑問をいつも抱いているので、ちょっとその点をご説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

石田座長：はい、わかりました。基幹相談支援センターの方でよろしいですか、資料 2 の方ですね。他に、これと関連して何かありますでしょうか、資料 2 とかないですか。

古田委員：古田です。基幹センターは、役割についてもともとスーパーバイザーとかコーディネイト機能っていうのを期待させていただいたんですけども、実際行われているスーパーバイザーというのも講師の派遣、講演会かなというように見えますし、施設からのコーディネイト 118 件とありますけれども、これ全部地域移行に繋がったのでしょうか。ただ単に紹介してるだけでまた上げてはるように思います。実際、どれだけの頻度で関わったとか、実際に地域移行した人はこの中でどれくらいなのか、どういうところに移行されたとか、わかる範囲でお答えください。

酒井委員：酒井です。資料 2 の 5 ページにあります、区自立支援協議会への参画ですけども、これ、去年も質問させていただいてますが、参画している協議会が非常に限定的であるということ去年も質問させていただきました。今年度見ていまして、ほとんど変わっていない状況があります。やはり、依頼されたら行くということではなしに、やはり自ら参画していくんだと、そういう姿勢が必要だと思いますし、後方支援なら後方支援で結構なんですけれども、もっと現場のことを知っていただきたいという風に思います。せっかく 20 区も相談支援部会もできておりますので、積極的な参画をぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

石田座長：はい、ありがとうございます。そうしましたら、一旦ここで切らせてもらって、資料 2 の方ですね、基幹相談支援センターの方からお答えをいただきたいと思います。3 点ありました。一つは医療的ケアについての研修等をどのようにお考えな

のか、あるいは今後どのような形でとり行うのか、もう一つは地域移行にかかわるコーディネーターですね、118件ですか、ありますけども、そのうち、実際に移行につながったものは何件ぐらいあるのか、確認できるところでいいかなと思うんですけども。最後に、先ほどありましたけども、これも東淀川のところが多いということなんですよね。限定的だと、区自立支援協議会に参画していることについてですけども、限定的なので今後はもう少し積極的に働きかけてほしいんだというところで、そのようなところのお考えについてお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

春木基幹相談支援センター副所長：はい、基幹相談支援センターの春木でございます。

ご質問をいただいた3点、わかる範囲でお答えさせていただきたいと思います。まず私も基幹相談支援センターが行っております研修であります、講習、講演会等につきまして、どちらかというやはり主眼につきましては区センターの従事職員の方、もしくは指定特定支援事業所で直接支援をされておられる方、もしくは一般市民の方を対象にということで、これまで研修、講演会の企画立案を進めておりました。どちらかという、正直、医療的ケアという観点もどうするのかということについては、非常に今までの取り組みが薄かったのかなあという風に考えております。今後、在宅の方がどんどん増えられるということで、従前の障がいに関する福祉的な支援、プラス医療的ケアというものについては、どう企画立案していくのかということについては、検討させていただきたい。貴重なご意見としても聞かせさせていただきたいという風に考えております。

それから2点目のご質問で、まずスーパーバイザー派遣の状況ということで、どちらかという講演会的な形になっておるのではないかとということ、実際、そういう形になっておると思います。ただ、私どもの方も区センター連絡会等を通じまして、スーパーバイザー派遣というのは本当に地域で支援でお困りになっている困難ケースについて、できるだけそれを解決するために専門家を派遣するという事業になっておるという風なこともご説明をさせていただいております。それぞれ、各センターさんなり、支援事業者の方がお困りのケースについては、ご連絡いただければそのテーマによって、専門的なスーパーバイザーを決めて派遣させていただきたいという風なスタンス、姿勢をとっております。また、区センター連絡会等での周知をしておりますが、さらにそういう風な周知徹底についても努めてまいりたいという風に考えております。

次に、地域移行の件数、今回、実績といたしまして、相談件数118件ということでご報告をさせていただいております。その中で、地域移行につきましては非常に難しいケースというか、長年、施設の方で生活をされておられる方が地域に帰ってこられて生活をする。まさしく生活パターンが違う。また、受入先等につきましては、個人の方の障がい特性等をちゃんと受け入れられるグループホーム等のそういうところのスキルも必要になってまいります。そういうマッチングの問題で、ケースとしては関わりますが、非常に難しいケースというのがございます。中には2年、3年かか

るケースもあるという風に聞いておりますので、そういう感じでできるだけうまくマッチングして進めていくように私どもの方も努力いたしております。

そういう意味では、区センターさんと一緒に他府県への施設に同行で訪問させていただいたりということもいたしておりますが、なかなか相談はありますが、件数的にはそんなに成果が得られていないというのが実態でございます。大変申し訳ございませんが、実績のデータというのは今日ちょっと私、今すぐ持ち合わせておりませんので、また調べまして、何らかの機会でご報告をさせていただきたいという風に思っています。

古田委員：すみません、よろしいですか。実際の移行につながったケースはわからないのですか？

春木基幹相談支援センター副所長：今現在、ちょっと手元にありませんので。

古田委員：それで地域移行のコーディネートをやったという風に言わないでいただきたい。

春木基幹相談支援センター副所長：はい、相談件数ということでここにご報告させていただいておりますので、件数実績につきましては、また書類等を整理させていただいて把握させていただきたいという風に思っております。

それから、続きまして各区の自立支援協議会への参画ということで、特定のところに偏っているのではないかとという風なご意見等もたまわりました。これにつきましても、各区の自立支援協議会の開催につきましては区センター、区役所、そういうところが中心になって運営されているという風にお聞きしております。その中で、何か課題、問題点等がありまして、私どもの方の基幹相談支援センターの職員が赴いて何か指導助言をする方が効果的、効率的という風なことで判断があれば、ご依頼に基づいて派遣するという姿勢、スタンスをとらせていただいております。ここにつきましても、区センターの連絡会の中でも、こういうことがあれば自立支援協議会の中でも参画いたしますよという風な周知をさせていただいております。ここにつきましては、特定の区に限るのではなくて、またご連絡等いただければどういう内容かを把握しながら職員等の派遣についてもさせていただきたいと考えております。

酒井委員：3番目の答えですけれども、私が聞いているのは、もっと積極的に参加する姿勢が必要なんじゃないかと。例えば、今、東淀川区にあれば出ていたんだとしたら、東淀川区に参画してどういう助言を行ったとか、そういうことを周知するなり、来年度はそういうもう少し積極的な参画を目標してほしいという質問だったので、どうですか？

古田委員：関連してよろしいですか。以前、基幹センターの職員、誰がどこの区の方に

管轄担当するかというのも割り振って、回っていかうというような話があったと思うんですけども、その取り組みはもうなくなってしまったんですか。

春木基幹相談支援センター副所長：各区センターさんへの対応ということで、今現在、相談員は担当として2名配置を行っております。それぞれ2名ごとである意味大きなブロック分けをいたしておりますが、そのブロック以外に行かないのかというと、そうではなくて、相談担当同志で相互協力しながら、取り組んでおるという状況でございます。

石田座長：はい、ありがとうございました。いろいろあるかと思えますけども、他の議題もありますので、一旦こちらの方でさせていただきます。今、3点ですけども、医療の関連については今後検討課題だということ、それから数値についてはまた改めて示していただきたいということ、それから各担当があるんだろうと、だからその各担当と協議をして相談支援の方ですかね、5ページの部分ですけども、それについてももっと広げてほしいんだということですよ。意見がございましたので、今後その方向で活動していただきたいなという風に思います。はい、2番の方だけでたくさんいつてしまって、1と3はありますか。

岡委員：すみません、岡です。資料1の部会の設置状況があるんですけど、何かこれを見ると、部会を設置することがいいみたいな感じを受けてしまうので、本当は部会の設置数ではなくて、設置するための経過が大事であって、なぜそういう部会を作ったのかというのが大事だと思うんです。例えば、部会の設置数が少ない区であれば、社会資源が少ないので、部会を作れば作るほど疲弊していくんですね。

だから、協議会本体の中でその機能をまかなっているという実態とかが全然ここには見えてこないの、それがわかるような資料にした方が、活性化は何なのかということが見えてくる感じになるので、そちらの方がいいかということ。あと、資料3については、提出状況のところの障がい児の方が100%となっていて、福祉サービスの方が98.3%の、この391人はどこに行ったんだろうっていうのが非常にわからないので、この説明をしてもらいたいと思います。以上です。

鳥屋委員：鳥屋ですけども、各区の自立支援協議会の取り組みのところ、部会が増えたとか報告があったんですけど。前回は話させていただいたんですけど、自立支援協議会は何より当事者をどう巻き込んでいくかというのが命題であると思うんですけども、当事者部会とかまだまだ少ないというところで当事者部会を各区でも取り組んでいくよう促し、働きかけを、市としてもしてもらいたいですし、あと、今まで各区の自立支援協議会の取り組みをするにあたって、予算で使えるのが本当にコピー代とか、郵送代くらいで3、4万ぐらいしか使えない、そんな中で取り組みができなかったというのが実情だと思うんですけど、新年度に向けてそこはもう少し増えたということで、これも各区にそういったことが、ちゃんと参加されている自立支援

協議会の委員の皆さんに伝わっていて、しっかり取り組みできていますよという風に伝わっているのかどうか、それをどうしているのかということ。さっきも言いました当事者部会とかをやっていくと、そこに当事者として聴覚障がい者の方も参加されると。そうすると必ず手話通訳者、その費用は必ずかかってくるはずなので、取り組みで実際にどこの区がどれぐらいしっかり使えたかということも、報告には入れていただきたいと思っています。

古田委員：各区の協議会でもですね、いろんな取り組みをやっているんですけども、防災とかですね、これからの基盤拡充、住吉区なんかでもグループホームのパンフレットを作ったりして、ちょっと頑張っているところなんですけど、基盤拡充のこととか、そういう風に各区で共通するテーマについて、どういう風に基盤、体制を整えていくかというような辺りでの取り組みを市で考えていただきたいとか。各区の自立支援協議会に対する補助金が年15万ぐらいですかね、という風にはなってきているんですけども。ホームページの開設なんかもやってるんですけど、そういうことが費用として認められないみたいな話もあるんですけど、そういうところの確認をお願いしたいですが。

鳥屋委員：各区の自立支援協議会の取り組みはそれぞれ頑張っていると思うんですけど、行政の役割として、頑張っていることをやはり地域の方にどう知らせるかがすごく大きいと思うんです。例えば、区の広報紙とかもちろんそうですけれども、行政の役割としてどんどん地域に、取り組みであるとか、こういうことやっている、地域の中ではまだまだ知られてないという実情があると思いますので、大阪市もそこを積極的に各区ではこういう取り組みをしているよ、各区に自立支援協議会があって、こういうことをやってますよということを知らせるといことをどう捉えているか、知らせてほしいと思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。そうしたらここで一旦切りたいと思います。事務局の方からご説明をお願いしたいのですが、一つは自立支援協議会の開催状況の見せ方ですね、どのようにして皆さんに説明するのかということ。それから、自立支援協議会の予算の関係で周知の方法であるとかということ。予算について言うと、どのようなものに使えてどのようなものが使えないのかという話もありました。各区自立支援協議会に対する市の役割ですか、基盤整備とか防災とかお話ありましたけれども、そういったあたりです。もう一つは、資料3のところの指定相談支援の実施状況についての、障がい児の通所支援ですかね。そうですね、数値の見方ですけど、説明していただければと思うんですが。よろしいですか。

西端障がい福祉課長：はい、福祉局障がい福祉課長の西端です。この自立支援協議会にかかわって、部会の設置、この間説明させていただいております。確かに、今、ご指摘ありましたとおり、前からのご指摘もございましたが、単に部会が設置できたとい

うだけでなく、その部会が設置されたプロセス、その部会がどういったことをやっているのか、そういったことを掘り下げて、ご説明できるような資料作りが大切だと思っております。それを、先ほど申し上げましたような全区での情報交換の場とか、ここでご意見をいただいてフィードバックしていくとか、そういった形でしていくことが大変重要な風に感じましたので、ご意見を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

あと、当事者のかかわり。住之江区でしたら当事者部会がございますけど、当事者とのかかわり、どう巻き込んでいくか、そういった課題とか、防災とか、基盤整備とか、市として各区共通の課題として、全市的に取り組むべきものを整理したうえで、そういったことを全区的に展開していくことも重要ではないかと思えます。

いただいたご意見を、各区の担当者でもそういう議論をして、共通の課題として、認識するものを具体的に整理して取り組んでいくと、そうした視点でこれから進めて行きたいと思えます。

地域自立支援協議会の取り組みを地域にどう周知していくのかということですが、その件につきましても課題として認識して、方法としては、さまざまな福祉関係の情報誌、コンボとかウェルおおさかとかございますので、そういった担当の課と相談して、できることをひとつひとつ検討していきたいと思えます。

運営経費にかかる予算の件なんですけれども、ホームページ、やはり予算ですので、予算の利用等につきましては予算立てに沿った使い方が問われてきますので、ホームページに使えるかどうかというところで言いましたら。

大森障がい福祉課担当係長：予算の使い方であったり経費につきましては、各区と連携してやっておりますので、経費につきましては各区と調整しながら進めてまいりたいと考えております。

岡委員の方からご指摘がございました、資料 3 の提出率についてご説明させていただきます。障がい児通所支援の方が 100%に対して、障がい福祉サービスの方が 98.3%ということなんです、ご存知のとおり、平成 27 年度からすべての方にサービス等利用計画案の提出が必要になりました。障がい児通所支援につきましては、支給決定期間が 1 年間となっておりますので、新規の方と更新の方はそのたびにサービス等利用計画案を提出いただいているところではあるのですが、障がい福祉サービスを利用されている方の中には 3 年間の支給決定を受けておられる方もいらっしゃいまして、全件化となる平成 27 年 4 月以前に 3 年間の支給決定を受けておられる方につきましては、決定期間中につきましてもまだサービス等利用計画案ができていないという状況でございますので、最終的には支給決定期間が終わる時には必ず計画案を求めておりますので、100%になるものと考えております。

酒井委員：特にお答えいただかなくていいので、お願いなんですけれども。自立支援協議会、この資料 1 にかかわってですけれども、これだけたくさんの方部会も出揃い、そこに参画する事業者も増えたということで、それは反対に言えば、障がい当事者の方

からすれば、事業者がたくさん増えていく、選択肢も広がるということで喜ばしいことだと思うんですけども、今回はやはり質の確保というのが課題だと思うんですね。そのためにもこの自立支援協議会というのは機能していかないといけないと思うんですけども。そういった意味でも、例えば、厚生労働省から出るような通達についても、しっかりこの自立支援協議会の事業者まで方向性が、情報が回るように周知徹底はしていただきたいという風に思います。とりわけ、やはり放課後デイ、あるいは就労継続支援 A 型事業所、とんでもないような事業者もたくさん存在するという風に聞かれますので、そういうところが参画しているかどうかちょっとわかりませんが、事業者自身にもその周知徹底ができるように、この自立支援協議会を通じてやっていただけるようお願いしたいなと思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。いろいろご意見の一つ一つまとめられないのですけれども。今後、大阪市の方でも自立支援協議会の周知であるとかですね、そういったことについても働きかけをよろしくお願いします。数字の方はそういうご説明でよかったかなと思います。ちょっと時間もありませんので、その次の議題に移っていきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。そうしましたら、4 番目ですね。地域生活支援拠点等の整備についてということで、事務局の方、説明よろしくお願いします。

吉田障がい福祉課長代理： 【資料 4 について説明】

古田委員：はい古田です、この間 3 回やってきたんですけども、全然、市の方にイメージが持たれていなくて、ちょっと迷走している。全然先に進まない状態を歯がゆく思っております。いろんな意見は出てるんですけどもですね。面的整備っていうのは、わかりにくいというのはわかります。けれども、だからこそ、どうしていくのかっていうことで意見を上げているのですけれども、なかなかそれが煮詰まらない状態です。ちょっと簡単のところから言いますけど、「親亡き後」という表現もこれでそこまで待つておくという感じで見るとじゃなくて、親が抱え込まざるを得ない状況を早く解消するという風に確認したはずなんですけど、そこがなんで変えられないのかというのは、これは簡単のところから。それと、コーディネートなのか、受け皿なのかみたいな話になっているんですけどね、コーディネート機能があれば、何か困難ケースとか緊急ケースとか市は解消できるようにみえていますけれども、基幹センターがなかなか機能してくれない中で、各 24 区のセンター並びに精神地活 9 センターでは、すでにコーディネート機能を持って、困難ケースとか緊急ケースの対応にあたっております。ただ、コーディネーターはいるのですけれども、受け皿がない中で、非常に見つからない中で、相談件数を解消できない、終結できないような状況のしんどさがあるというのもさんざん言わせていただいたのですけれども、何が原因かなと思ったら、これ、福祉課は相談支援のことしか考えていない。

つまりはコーディネートしか考えていない。そこにいくらこれからお金を付け



たら困難ケースや緊急ケースを解消してもらえないのではないかとみている。

一方で、受け皿の問題となると、これは支援課の問題ですから、支援課がどういう風に受け皿を広げていくのかというのがあまり考えられていない。だから、福祉課と支援課がちゃんと連携して、縦割りではなくて、コーディネートと受け皿をどういう風に整備していくのかというビジョンを市の方は持たないといけないだろうという風に考えています。

それから、この事業がコーディネートを実際に行うのか。実際、モデル事業で予算が付いていると聞いているんですけども、何か曖昧にしか書かれていません。この前の検討会でも、ワーキングでもですね、コーディネート機能を実際にやる事業なのか、コーディネート機能のあり方の検証をやる事業なのか、どっちなのかと。

検証をやるべきではないのかというような話ですとか、1ヶ所にしか公募で委託できないみたいな話が出ています。地域生活支援拠点は、市域に1ヶ所という風に言われているので、1ヶ所公募で委託するというようなことなんかが出てますけども、24区のセンターで今から公募して、どれだけかかるんですか？これで夏くらいまでには一定のイメージを持って、こういう風なものが必要だ、そこから国に対して要望する、市の中でも予算確保に走るというようなことをやらないといけないのに、その辺のスケジュール感はどういう風に考えているのか。公募でやらなくても、プロポーザルでやるといっても、また、2、3ヶ月はかかると思います。そんなの、どこも、この事業を半年のためにやらないですよ。随意契約でやるというのは難しいのですか。その辺も含めて考えていただきたい。

それから、実際にですね、1ヶ所公募で委託したところでですね、障がい偏るし、地域は偏るし、いろんな障がい種別の困難ケース、緊急ケースを把握することはできません。実際には24区のセンター、9センターと連携して、今までどんな困難ケースがあったのか、緊急ケースがあったのかを集約して、コーディネーターに対してどういう手当てが要するのか、受け皿に対してどういう手当てが要するのかというのをしっかりと割り出さないといけないので、その辺、24プラス9のセンターに調査依頼をかけていくというような取り組みがイメージされます。そういう取り組みが進められるのでしょうか。ちょっとあれこれになりましたけど、以上です。

鳥屋委員：今まで、そのあり方検討のところでもいろいろ検討はしているのですが、なかなか迷走している感じだというのが実際のところなんですけど。本格実施はどんな風な形にできるのかというのが、やはり大事であって、その本格実施に向けたモデル事業になっていないと、今、このモデル事業がなされたとして、例えばそれが1区だとしたら、本格実施の時に、24区で本当にできるのかということもあるでしょうし、どの範囲でモデルができるのかというのは、やはり本格実施のあり方がどんなことなのかというのを、早くに絵を出さないと、モデル事業自体がなかなか困難だと、そこでみんなが迷っているとか迷走しているというのが実際だと思います。あと、平成30年に今の各区の相談支援センターの公募があると思うんですけども、そこともあわせて地域生活支援拠点を検討しないと、そこがばらばらで考えていて

は、結局、本格実施の時にそれが生かされないんじゃないかなという風に思います。

あと、やはり大阪市で面的整備を選んだということならば、やはりですね、コーディネート機能だけではどこも受け皿がなくてですね。今の私のところのケースでもですね、ある障がい者入所施設に入所されている方が、行動障がいがすごく強くなって、施設としてはお手上げ状態になっていると。例えば、設備的にその施設では行動障がいの人に対応できないと、強化ガラスになっていないであるとか、壁のクッション材が整えられていないとか、またそういうノウハウがないということで、施設自体のお手上げになっているんです。そういった時に、その他の施設を探してほしいとか言われるんですけども、私たちのこの民間の立場であれば、他の施設を当たっていても、ただただ地域の待機待ちに並ぶしかない。昔は、市の方も結構介入している調整したと思うんですけど、今の行政はケースワークを全くなくなってしまったと、かなり問題に感じていて、やはり市民だけでは困難な状況を踏まえて、この地域生活支援拠点の中でも市の役割、行政の役割が何なのかというのを明確に位置づけないといけないと思うんですけど。今回のペーパーでもその辺のことはほとんど触れられていないというのは課題だと思っています。

あと、やはり受け皿がない中で、本当に緊急時にグループホームが空いているのか探すだけでも数日はかかると思うんですけども、例えば2週間ぐらいでも、その緊急時、大阪市としてもベッドをやはり確保する必要があるんじゃないかと、すごく感じています。虐待防止の対応なんかでも行っている、そういうとても緊急な状況の中で、市としてのその部分というのも必要だと感じています。

石田座長：はい、ありがとうございます。たくさん出たのですが、事務局の方からお答えいただけますでしょうか。まず一つは、課の連携ということで、それから、29年度の事業についてどう考えているのか、だれが29年度の事業が本格実施に向けてどのような位置づけになるのか、スケジュールというかそういうことですね。

それから、拠点事業についての市の役割というのはどういうことなのかという辺りについての話を説明いただければと思います。

吉田障がい福祉課長代理：障がい福祉課長代理吉田でございます。ご意見いただきまして、まず、現在ちょっと市が迷走しているということですが、2の方でもですね、どのような形で整備していくのかというところが、ちょっと明確に示されていないという中で、あり方検討会の中でもたくさんご意見はいただくのですが、なかなか方向性が見出だせないという状況にあるところが、正直なところでございます。その上で、お答えさせていただきます。

「親亡き後」というこの認識、前回のあり方検討会の中でご議論いただきまして、ご配慮、ご意見をいただきまして、親亡き後に対応していくのではないでしょうということなんですけども、国の方でも「親亡き後」という言葉が使われているのですが、これは親亡き後を見据えて、ご意見でもいただいておりますように、親が高齢化していく、そんな中で福祉サービスにつながっていないという状況を改善してい

かなければならないという認識でおります。親亡き後を待つておくという認識には立っておりません。

古田委員：できる限り早くという観点なんですよ。

吉田障がい福祉課長代理：はい、こちらもそういう認識でありますので、よろしくお願ひします。（福祉課と支援課が分かれていることについては）福祉課の方ではコーディネーター機能を充実していくという視点だけで、受け皿については支援課のところでもあり、十分な連携が必要ではないのかというところのご指摘なのですが、地域生活支援拠点というのは、確かにコーディネート機能だけでもって、重度の障がいのある方ですとか、現在サービスにつながっていない方、緊急時の対応が必要な方に、コーディネート機能のみでもって対応できるという風な認識には立っておりません。グループホームの整備につきましては、補助も行いながら、その整備に努めてきているところであります。グループホームの整備も、もちろんこの地域生活を支える仕組みづくりとして非常に大切なものであるとは考えているのですが、今、その地域生活支援拠点の整備に向けて検討をご議論いただいているのはコーディネートの部分でございまして、決して、縦割りになっているとかですね、そういうご意見をいただいておりますけれども、整備の検討にあたっては、支援課とも十分に連携を取って検討を進めているところであります。

それから、29年度の中身が示されていないというところがございます。1ヶ所を整備、1ヶ所での配置と聞いているが、どう考えているのかというところなのですが、また、夏までにはスケジュール感ですとか、国に対する要望なども行っていかなければならないところで、スケジュール感を示すことができないのかというところなんですけれども、今、地域生活支援拠点のこの事業の29年度に向けました事業の設計をこれからですね、大変遅くなっているのですが、あり方検討会でいただいたご議論を踏まえて作ってまいりたいと考えておまして、できるだけ早期に、スケジュール感も含めましてお示しをしていかなければならないと考えているのですが、現時点でお示しできないことについてはお詫びを申し上げます。

また、24区センターと9地活が連携して取り組むということで、それぞれ抱えておられるケースについて調査依頼をするのかというご質問ですけれども、調査という形をとるのが、具体的にまだ申し上げられないのですが、いずれにしても、この24センターと9の地活と連携した検証となるように進めていかなければならないと考えております。

それから、本格実施に向けたモデル事業にしないといけないというご意見をいただいております。当然のことだと考えています。本格実施に向けまして、しっかりと29年度の事業で検証していきたいと考えております。

それから、この地域生活支援拠点を整備していく中で行政の役割をしっかりと明確化していくことが大切というご意見をいただいております。ご意見を踏まえまして取り組んでいかなければならないと考えております。

古田委員：簡単に言いますけども、ちょっとこれで、今、3月になっているんですよ。

モデル事業をやると言っているのにそのイメージもない、スケジュールもない、何もないじゃないですか。こんなのでどうするんですか。4月1日から実施ですよ。

こんな時に公募だとか言ってられませんよ。公募だとか言ったら5月から7月までかかっちゃいますよ。ちょっと随意契約を含めて考えていただきたいというのが一点。それで、24プラス9と早く連携して調査をかけていく。上半期には調査をやって、夏秋にはもう集計して、どういう風な絵姿、地域生活支援拠点の絵姿を作っていくというようなスケジュールでやらないといけません。それで、これは課同士がバラバラだからまたこれで問題なんだけど、部長、障がい支援課と障がい福祉課、連携して検討するようなチーム作ってやっていただきたい。それぐらいやらないと間に合いませんよ、これ。

中島障がい者施策部長：障がい者施策部長の中島です。すみません、ちょっと座って説明させていただきます。地域生活支援拠点につきましては、担当の方からご説明させていただいた検討経過については、説明させていただきましたけども、おっしゃるとおりこの地域生活支援拠点というのは、ネットワークだけではなくて、やはり地域の支援力といますかを高めていくと。今、福祉サービスというのは非常に増えてきております。受け皿も増えてはきていると思います。増えているけれども、それが地域の支援力にどこまでつながっているかというところが課題かと思っておりますので、それがこの地域生活支援拠点という一つの、こういうものからネットワークを作っていく、あるいは今までサービスが受けられなかった方への、やはりそういう方へのアプローチというのも大事かと。そういったいろんな機能があるかと思えます。なかなかイメージが取れていないということで、正直、私もですね、中で議論をさせていただきながらも、なかなかみんなイメージがきちんと取れていないかと、正直思っております。モデル事業といいますのは、やはりある程度方向性があるって、これに向けてと、モデル事業というのは私も何回かもモデル事業の経験ありますけど、やはりある程度の向かう先とかですね、向かう先に向かってどんなスケジュールでやっていくというのがないと、モデル事業は効果あるものになりませんので、当然、相談支援と地域の受け皿というのは、地域支援の両輪でございますので、そこを両方ちゃんと見据えた地域生活支援というのを、基盤を作っていくという視点では検討していきたいと思っております。福祉課と支援課の方には、そういう検討をしようということでは言っておりますので、モデル事業をどうするかというのもちょっとまだ具体的なイメージもまだできていないということでございますけども、早急にですね、それも作っていきながら、また、当然皆様のご意見をいただく場も必要かと思っておりますので、また、いろいろご意見いただきながら、調査という話もございましたので、やはり地域のそういう事業所のご意見も必要ですので、そういういろんな意見をお聞きしながら、進めていきたいと思っております。ちょっとスケジュールとかイメージができていないので申し訳ございませんけれども、早急にさせていただきたいと思

ます。

古田委員：公募については答えていただいているんですけども。公募はしないといけないのですか？これ、もう間に合いませんよ。7月、8月までずれ込みますよ。

随契かなんかとか、委員会でみんなで分け持って調査したらいいのではないかと云ってるんですけど。

西端障がい福祉課長：スケジュール感というご指摘なんですけど、実施に当たりまして、さまざまなご意見をいただいて、いい形でしていくということが何よりも大切だと思いますので、それを作ってスケジュールを立てていく形でやらせていただきます。一つに、事業としてどういう契約をしてやっていくかとか、一つ、委託でしたら公募とか随意契約というのはありますけれども、やはり大阪市のいろいろそういった手続きとかですね、調整しなければいけない課題ですので、いただいているご意見も踏まえまして、調整していきたいと思います。

古田委員：スケジュール優先で考えてもらえませんか？ これ、もう7月、8月までずれ込んでたらいけませんよ。

西端障がい福祉課長：ダラダラとしてはいけないという風に思っておりますし。ただ、今、具体的にご意見をいただいたものをご理解いただけるような形で整理できていないというのは事実として重たく受け取りまして、そこをやはり、引き続きご意見をいただきながら、それをいい形でできるようにしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

鳥屋委員：このペーパーの4番の今後の進め方というところで、(1)でコーディネート機能、実際に行う取り組みを実施するというので、あり方検討でここまで決めたかなという認識が、私、メンバーとしてするんですけども。実際にそのコーディネート機能を行う取り組みを実施するという事は、いわゆるケースを持って動くということだと思ふんですけど、そのケースって1区にある、今、実際にやっているケースを、こういうことにしたということだけであれば、今やっていることと、各区でやっていることと、何ら変わらないわけで、モデルというからには、それぞれの各区の困難ケース、緊急ケースであるのを受けてやってくれるのだと思いますけど、そういう大阪市の、全体の中の緊急ケース、困難ケース、本当に請けようと、どこか1ヶ所というのができるのか。それを取り込みだけでなく、その検証までする、本当にそれで1ヶ所のできるのかな？ すごく疑問なんですけれども。そういう想定されたとか、何か具体のイメージが本当にあるのかということと、ここで、実際のコーディネートの取り組みをすと言いついてしまつて大丈夫なのかというのが、非常に心配するところです。

石田座長：はい、簡単な答えをお願いします。

吉田障がい福祉課長代理：ここの進め方の中では、コーディネート機能を実際に行って、コーディネート機能を検証していきたいと考えております。対象ケースでありますとか、その範囲ですね、市全体に対応しなければならない、それができるのかということですが、検証事業ということで、なかなか市全体のエリアをこの研修事業だけでカバーするといいますか、やっていくということは、それは難しいと考えておりますので、事業設計の中でですね、対象となるケース、それとその範囲を整理していきたいと考えております。よろしくお願いします。

鳥屋委員：市全体の検証をしなければ、本格実施はやはりできないと思いますよ。

吉田障がい福祉課長代理：市全体のケースでどれぐらいの件数があるのかというところですね、実際に出していかなければなりませんし、市全体のケースを、このモデル事業で検証できるのかとなると、なかなかケース数によっては対応できないという状況もあろうかと思っておりますので、実際にコーディネートするケースを選定しながら、対象地域が市全体でなければならないというご指摘もいただいておりますけれども、なかなかその1ヶ所の、モデル的に実施しているというところで、市域全体のケースをカバーできるというところはちょっと困難かなと思っております。

鳥屋委員：全市の状況を調査して検証することが大事だということを、このあり方検討会メンバーは皆言っているのだと思います。

石田座長：とりあえず、これ、今も噛み合っていないので、今ここでやりあいしても進まないです。だから、一言だけで言って、それで終わりです。

古田委員：1ヶ所でやって、そこだけで、その周辺だけでやるという話じゃなかったでしょう。24たす9と連携して調査するのでしょうか。今の話は受け付けられない。ちゃんともう一回一から議論してください。

石田座長：よろしいですかね。とりあえず話がかみ合っていないので、今ここで時間的なことも含めて進めていくのは難しいので、4については、また別途ですね、そういった機会を設けて話をしたいとするのがいいのかなと思います。あり方検討とかやっていますので。ちょっと途中になってしまいましたけども、議題は次の5番目、これもまたいろいろ議論があるところだと思うのですが、地域生活への移行についてということで、事務局の方からご説明をお願いします。

松本こころの健康センター保健副主幹： 【資料 5-1、5-2 について説明】

石田座長：どうもありがとうございます。一つは大阪市の地域活動支援センターの連絡会からペーパーをいただいております。説明、いいですか。簡単をお願いします。

岡委員：岡です、よろしくお願いします。前回は資料として出させてもらいましたので、中身は割愛させていただきます。確認したいというのは、この意見書を元に確認したい点は、前回、あり方検討会を、地域生活拠点と地域移行については、やっていくというお返事をいただいたのですが、地域生活拠点のあり方検討会でこれだけ迷走してまして、地域移行が置き去りにされてますので、これも同時進行でもやっていただきたい。そのあり方検討会でも、やるということで進めていただきたいというか、再要望です。といいますのも、先ほど、ワーキングの中でもやっていますが、26年度に生活保護の対象者をこれだけ出してきて、今、何年ですか？それを絞って行って三名ですよ、行き着いたのは。そのタイムスケジュール、そんなもの多分半年間くらいで調整してできるような中身のことを2年間かかっているんですよ。それほどやっている間に、今、病院側がどんどん患者を出さない方向に、今まで大阪市が培ってきた退院促進事業というのが完全に失われつつあるんですね。これを危機的状況だという風にちゃんと捉えて、あり方検討会を実施してやっていかなければ、完全に福祉と医療が分断されていく状況が生まれてきますので、ぜひ早急をお願いしたいという中身です。

石田座長：ありがとうございます。この意見書についての説明とか、回答とかありますか。

吉田障がい福祉課長代理：意見書につきましては、昨年9月にいただいたご意見と同内容かと思えます。一つ一つちょっと申し上げられないのですが、岡委員がおっしゃった地域移行のあり方検討がちょっとなかなか今できていないので、早急ということなので、もちろん、できるだけ早くに急いでやっていかないといけないという風に思っております。なかなかちょっと地域生活支援拠点の方のビジョンをしっかりと示しできないという状況もある中で、地域移行のあり方検討会ができておりませんが、急ぎですね、進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

石田座長：はい、ありがとうございます。地域移行の方についてもあり方を開くという方向性でよろしいですかね？

古田委員：施設の地域移行のグラフをまた見ているんですけど、やはり何十年も施設に入っただけの状況が放置されているというのも、これからの時代、やめていかないといけないと思いますので。ちょっと、精神の方も毎月検討会やりながら全然進んでないじゃないかという風な話も聞いています。これも、なぜ進まないか。身体、知的の地域移行も進まないようになってますよね。本当にそこに光を当てて検討して前へ

進める仕組みを作らないとだめです。これも、やはり縦割りで書かれてるように、地域移行のコーディネートは福祉、その受け皿は支援課、ここもまたバラバラ。これはちょっとやはり整理して、推進体制をちゃんと作らないと一向に進まない。施設や病院相手にして向かっていくような推進体制をちゃんと検討しましょう。取り組みを検討しましょう。それをあわせて、地域移行、退院促進でお願いしたいと思います。

京谷委員：京谷です。長期入院者の退院意欲の喚起ということにちょっと違和感を感じたんですけども、順番が逆じゃないかなと思うんですね。というのは、やはり地域にちゃんとした受け皿がなくて、緊急時の対応とかそういうのもちゃんとされてなかったら、やはり不安が強くて、絶対に長期入院者でなくても退院にすごく不安を感じると思うので、そういうものがちゃんと整ってから、長期入院者の方の意欲の喚起と、そういうのに移る方が効率的じゃないかと。だったら、とりあえずそんなに長期じゃなくて、退院の意欲がある程度ある方と、そういう方を対象に、もっと事業をどんどん進めていって、実績を作っていたいただきたいなと思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。要望ということでよろしいですか。地域移行についても、意見書にもありました、古田委員の方からもありましたけど、また別途、この場で、ちょっと今の時間帯でやっていくのは難しいですので、またあり方等についての会議なんかの開催をお願いしたいです。そうしましたら、その次の議題に移っていききたいと思います。区地域支援調整チームからの意見に関する回答についてということで、事務局の方から説明をお願いします。

吉田障がい福祉課長代理： 【資料 6 について説明】

石田座長：はい、ありがとうございます。議題 6 について、何か質問ありますか？はい、古田委員。

古田委員：なんで西成区だけなんですかね、これ。毎回言っているんですけども、なぜ 24 区からにしないのですか。どこでどう詰まっているのかわからないんですけどね。これ、自立生活支援調整協議会という 3 層 5 段階の前の仕組みがつぶされて、もうこんなのバラバラになってますよね。市の自立支援協議会として、全区の協議会を通じて意見を出してもらうように統一してもらえませんか。なんでこれも調整、整理をしないのですか。

西端障がい福祉課長：前回は意見をいただいております。担当者会議とかですね、いただいた意見は伝えているのですけれども、市の自立支援協議会に対する意見を伝えていくことが大切というか、重要性をきちんと認識していただいて。



古田委員：どこで詰まっているんですか？市からは、区に上げてくださいよと言ってくれているんですね。それが上がってこないのであれば、この協議会の調整協議会というような仕組みだからなのか、市の自立支援協議会と区の自立支援協議会で、そこで扱うことにしたらどうかとか、その辺の仕組みをちゃんと整理しないといけないんじゃないですかということです。

西端障がい福祉課長：いただいたご意見、また検討させていただくことにします。

石田座長：上がってこないんですよ。西成区のものだけが来てるんだけど、どうやったら上がって来るかということも少し考えてねということです。区によっては上がってこないところもあるので、できるだけ上がってきやすい状況を作ってほしいということです。そうしましたら、最後に、その他というところで報告事項の方をお願いします。

養父地域福祉課相談支援担当課長代理： 【資料7について説明】

石田座長：はい、ありがとうございます。その次の報告事項ありますでしょうか。

西端障がい福祉課長： 【資料8について説明】

石田座長：はい、ありがとうございました。最後ですけど、手話に関する施策の推進方針について、説明をお願いします。

西端障がい福祉課長： 【資料9について説明】

石田座長：はい、ありがとうございます。なにか一言ご意見とか。はい。

鳥屋委員：今のことではないですけども、今日の議題をすべて見る中で、差別解消の取り組み状況という項目が一つもないというのは、とても違和感を感じます。

前回、この協議会でもお願いしたんですけども、やはりそろそろ1年経つと思うんですけども、相談件数がどれぐらいなのかとか、内容であるとか、要約版でもやはり入れていただきたいなど。差別解消協議会、当初の目標どおり開催されているのか、そこでどんなことが議論されて課題になっているのかというのが、次回、この自立支援協議会に必ず入れていただきたいと、そのことについて約束していただきたいと思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。差別解消法の方についても、何らかの資料をいただきたいということです。もう時間が迫っていますので、もう少しまとめをお話ししたかったんですけども、先ほどの課の連携とかですね、あるいは京谷委員の方か

らも出ましたけども、移行支援なんかでも、意欲を喚起するのか、あるいは地域資源を整備していくのかということについてもそうだし、一つバラバラに支援の物事があるのではないということです。何かその辺りを包括的にもう少し考え合わせて、あり方会議とかですねそういったものを利用しながら、この会に審議であるとか報告であるとかというものを上げていけるようにという風に、今後は、そのように考えていきたいなと思います。これで一応、今回の自立支援協議会の審議事項、あるいは報告事項、すべて終わりましたけれども、よろしいですか。

古田委員：回数とか時間数とか増やすわけにはいきませんか。これ、もうかなりの報告ばかりになりますし、議論の時間も足りないので、そんなのも含めて、抜本的にお願いしたいです。

石田座長：はい、わかりました。本当にたくさんの議論をありがとうございました。長時間にわたりありがとうございました。そうしましたら、事務局の方にマイクをお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

西端障がい福祉課長：長時間にわたりまして、貴重なご意見、ご審議いただきましてありがとうございます。ご意見をいただいて、ちょっとでも前に進めていけるように頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。引き続きお力添えをたまわりますよう、お願い申し上げまして、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

大森障がい福祉課担当係長：それでは、これをもちまして協議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたるご審議ありがとうございました。